令和　　年　　月　　日

保 護 者 様

玉野市立　　園

出 席 停 止 に つ い て

保育園・こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことが大切です。お子さまが感染症にかかった場合は、医師の診断にしたがい、園でも集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようご協力をお願いします。また、登園の際は、**医師により治癒証明に記入してもらい**園へご提出ください。

＊園において予防すべき感染症は、次のとおりです。(学校保健安全法施行規則第18・19条)

種　類	病　　名	出席停止期間の基準
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る） 上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第２種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） **※治癒証明書不要　　【罹患報告書】を提出**	・発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで（発症日を0日と数える）
	新型コロナウイルス感染症 **※治癒証明書不要　　【罹患報告書】を提出**	・発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快して後１日を経過するまで（発症日を0日と数える）
	百日咳	・特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	・解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	・発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	・すべての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	・主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	・病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	・病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※RSウイルス感染症は、2歳未満児の流行が著しいため、0歳児と1歳児は治癒証明書の提出をお願いします。

---------- き り と り せ ん ----------

治 癒 証 明 書

組　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は　令和　　年　　月　　日以降は登園してもさしつかえないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

診療機関名

医 師 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印